

【答申の概要】

諮問第 156 号 平成 18 年 6 月 30 日入院患者動向調査の集計結果の部分開示決定に対する異議申立て

件名	平成 18 年 6 月 30 日入院患者動向調査の集計結果の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	平成 18 年 6 月 30 日入院患者動向調査の集計結果（全県） 平成 18 年 6 月 30 日入院患者動向調査の集計結果（病院別）
非開示理由	条例第 7 条第 2 号（個人情報）、第 3 号（事業活動情報、非公開特約付きの任意提供情報）、第 6 号（事務又は事業に関する情報）
実施機関	静岡県知事（精神保健福祉室）
諮問期日	平成 19 年 11 月 2 日
主な論点	(1) 入院患者の個人情報について、部分開示は可能か。 (2) 調査基準日現在の病院の入院患者数が明らかになると、当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか。また、当該情報は、非公開特約付きの任意提供情報に該当するか。

審査会の結論

静岡県知事が非開示とした「平成 18 年 6 月 30 日入院患者動向調査の集計結果（全県）」及び「平成 18 年 6 月 30 日入院患者動向調査の集計結果（病院別）」のうち、当該集計結果（全県）及び当該集計結果（病院別）の表題及び調査項目並びに病院番号及び整理番号、当該集計結果（全県）の担当室名及び担当名並びに当該集計結果（病院別）の病院名及び担当名のうち公務員等の担当名は開示すべきである。

審査会の判断

(1) 本件公文書 1 及び本件公文書 2 の内容について

ア 実施機関では、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院を支援する退院促進支援事業を、平成 19 年度から実施している。本件公文書 1 及び本件公文書 2 は、退院促進支援事業の参考とするため、実施機関が県内の精神科の入院病床を有する 39 病院を対象に、平成 18 年 10 月に実施した平成 18 年 6 月 30 日を調査基準日とする「静岡県・精神科病院入院患者の動向調査」の各病院から提出された調査票を全県又は病院別でとりまとめた集計結果表である。

イ 本件公文書 1 及び本件公文書 2 には、調査基準日に入院していた患者個人ごとの情報として、入院している病院の番号、病院ごとに入院患者に付された整理番号、性別、生年月日、入院形態、入院年月日、入院期間、疾患名等が記載され、調査日にあっても入院が継続している患者にあっては病状、能力障害、出身地（市町まで）、退院した場合に患者が希望する（希望が想定される）居住の支援、退院促進支援事業実施の可否などが、調査日に当該病院を退院している患者にあっては退院の理由、病状、能力障害、居住地（市町まで）などが記載されている。

また、本件公文書 1 の病院名欄には実施機関の担当室名が、担当欄には実施機関の担当者名が記載され、本件公文書 2 の病院名欄には病院名が、担当欄には病院の担当者名が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件公文書 1 及び本件公文書 2 の表題及び調査項目については、条例第 7 条第 2 号には該当しない。

イ 上記(1)アの本文公文書 1 及び本文公文書 2 には、各病院の調査基準日である平成 18 年 6 月 30 日現在に入院していた患者個人ごとの情報が記載されており、これらの記載内容は、全体として条例第 7 条第 2 号に規定する個人に関する情報であって、氏名の記載はないが、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。また、同号のただし書のいずれにも該当しない。

なお、異議申立人は、条例第 7 条第 2 号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財

産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であると主張するが、同号ただし書イは、個人情報を開示することにより保護される利益と非開示にすることにより当該個人情報として保護されるべき利益を比較衡量し、前者が後者を優越する場合に開示することを定めたものである。

当該情報は、入院患者の疾患名や病状等個人の極めて機微に触れるものであり、このような情報を一般に開示してまで、保護する利益があるとは認められず、条例第7条第2号ただし書イには、該当しない。

ウ 本件公文書1の病院名欄に記載された実施機関の担当室名については条例第7条第2号には該当しない。また、担当欄に記載された実施機関の担当者名については条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができる情報であるが、同号ただし書ウに規定する公務員等の職務遂行に係る情報であるため、同号には該当しない。

エ 本件公文書2の病院名欄に記載された病院名については条例第7条第2号には該当しない。また、担当欄に記載された県立病院などの公立等病院の担当者名については、条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができる情報であるが、同号ただし書ウに規定する公務員等の職務遂行に係る情報であるため、同号には該当しない。

しかし、公立等病院以外の担当者名については、当該病院の従業員の情報であって、条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができる情報であり、同号のただし書のいずれにも該当しない。

(3) 部分開示の可否について

条例第7条第2号の情報が記録されている場合には、条例第8条第2項の規定により、当該情報について、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分(以下「個人識別部分」という。)を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされている。

本件公文書1及び本件公文書2に記載された入院患者の性別、生年月日、年齢、年齢階層及び出身地又は居住地並びに本件公文書2に記載された公立等病院以外の担当者名は、個人識別部分であることから、部分開示の対象とすることはできず、非開示とすることが妥当である。

また、入院患者の疾患名、入院期間、病状、退院時の患者本人が希望する(希望が想定される)居住の支援などの情報は、個人識別部分を除いても、みだりに他人に知られたくない個人の機微に触れる情報であり、当該部分を公にすれば、個人識別部分を除いたとしてもなお当該個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示ができず、非開示とすることが妥当である。

しかし、病院番号及び整理番号は、個人識別部分を除けば、これを公にしても、一般に特定の個人を識別することができるとは認められず、また、当該個人の権利利益が害されるおそれがあると認められないため、部分開示が可能である。

(4) 条例第7条第3号又は第6号該当性について

ア 本件公文書1及び本件公文書2の表題及び調査項目、本件公文書1の病院名欄に記載された実施機関の担当室名及び担当欄に記載された実施機関の担当者名並びに本件公文書2の病院名欄に記載された病院名及び担当欄に記載された公立等病院の担当者名は、いずれも条例第7条第3号又は第6号の非開示情報に該当しないことは明らかであるので、開示が妥当である。

イ 本件公文書1及び本件公文書2の分類の病院番号及び整理番号の部分が開示されると、平成18年6月30日現在の当該病院の入院患者数が明らかになるが、そのことが、当該病院の評価につながり、当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないし、当該部分の情報だけであれば、その部分について、非公開特約付きの任意提供情報とすることが合理的であるとは認められない。

また、当該部分の情報を開示することで、静岡県精神科病院協会及び各精神科病院からの協力が得られなくなるとまでは考えられない。

したがって、条例第7条第3号又は第6号には該当せず、開示が妥当である。